

○都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律  
〔昭和三十七年五月十八日法律第百四十二号〕  
〔建設・自治大臣署名〕

〔沿革〕

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律をここに公布する。

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、都市の美観風致を維持するため、樹木の保存に関し必要な事項を定め、もつて都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とする。

(保存樹等の指定)

第二条 市町村長は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域内において、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、政令で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林として指定することができる。

2 市町村長は、前項の指定をするときは、その旨を当該保存樹又は保存樹林の所有者（以下単に「所有者」という。）に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百九条第一項、第百十条第一項又は第百八十二条第二項の規定により指定され、又は仮指定された樹木又は樹木の集団

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林に係る樹木の集団

三 景観法（平成十六年法律第百十号）第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

四 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又は樹木の集団で前三号に掲げるもの以外のもの

(指定の解除)

第三条 市町村長は、保存樹若しくは保存樹林が前条第三項各号の一に該当するに至つたとき、又は保存樹若しくは保存樹林について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 市町村長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹又は保存樹林の指定を解除することができる。

3 所有者は、市町村長に対し、保存樹又は保存樹林について前項の規定による指定の解除をすべき旨を申請することができる。

4 前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により指定を解除する場合について準用する。

(標識の設置)

第四条 市町村は、保存樹又は保存樹林の指定があつたときは、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(所有者の保存義務等)

第五条 所有者は、保存樹又は保存樹林について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

2 何人も、保存樹又は保存樹林が大切に保存されるように協力しなければならない。

(所有者の変更等の場合の届出)

第六条 保存樹又は保存樹林について、所有者が変更したときは、新たに所有者となつた者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 保存樹又は保存樹林が滅失し、又は枯死したときは、所有者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(保存樹等に関する台帳)

第七条 市町村長は、国土交通省令で定めるところにより、保存樹及び保存樹林に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(報告の徴取)

第八条 市町村長は、必要があると認めるときは、所有者に対し、保存樹又は保存樹林の現状につき報告を求めることができる。

(市町村長の助言等)

第九条 市町村長は、所有者に対し、保存樹又は保存樹林の枯損の防止その他その保存に関し必要な助言又は援助をすることができる。

(報告、勧告等)

第十条 都道府県知事は、市町村長に対し、保存樹若しくは保存樹林に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は保存樹若しくは保存樹林の指定その他その保存に関し必要な勧告、助言若しくは技術的援助をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第一〇一号〕

この法律〔中略〕は、新法〔都市計画法＝昭和四三年六月法律第一〇〇号〕の施行の日〔昭和四四年六月一四日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四九年六月一日法律第七一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、〔中略〕昭和五十年四月一日から施行する。

附 則〔昭和五八年一二月一〇日法律第八三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第一条から第三条まで、第二十一条及び第二十三条の規定、第二十四条中麻薬取締法第二十九条の改正規定、第四十一条、第四十七条及び第五十四条から第五十六条までの規定並びに附則第二条、第六条、第十三条及び第二十条の規定 昭和五十九年四月一日

三～七 〔略〕

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一六年五月二八日法律第六一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則〔平成一六年六月一八日法律第一一一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第百十号）の施行の日〔平成一六年一二月一七日〕から施行する。ただし、〔中略〕附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

○都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令  
(昭和三十七年十月十五日)  
(政令第四百四号)

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令をここに  
公布する。

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令

内閣は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十  
七年法律第百四十二号)第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。  
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の政  
令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上  
特にすぐれていること。
  - イ 一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートル以上である  
こと。
  - ロ 高さが十五メートル以上であること。
  - ハ 株立ちした樹木で、高さが三メートル以上であること。
  - ニ 攀<sup>はん</sup>登性樹木で、枝葉の面積が三十平方メートル以上であること。
- 二 樹木の集団については、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木  
が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれていること。
  - イ その集団の存する土地の面積が五百平方メートル以上であること。
  - ロ いけがきをなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが三十メートル以  
上であること。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行規則

(昭和三十七年十月十五日)

(建設省令第三十号)

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)第四条及び第七条の規定に基づき、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行規則を次のように定める。

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行規則

1 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第七条に規定する保存樹及び保存樹林に関する台帳(以下「台帳」という。)には、保存樹及び保存樹林につき、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 指定番号及び指定の年月日

二 所在地

三 所有者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所

四 保存樹にあつては、樹種及び幹の周囲、高さ又は枝葉の面積

五 保存樹林にあつては、主要な樹種及び面積又はいけがきの長さ

(昭五九建令三・旧第二条第二項・一部改正、昭六一建令二・旧第二項繰上・一部改正)

2 台帳の記載事項に変更があつたときは、市町村長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(昭五九建令三・旧第二条第四項・一部改正、昭六一建令二・旧第四項繰上・一部改正)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年三月三十一日建設省令第三号)

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月二十九日建設省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

改正

平成15年8月6日条例第29号

平成15年10月7日条例第37号

平成16年10月4日条例第37号

札幌市緑の保全と創出に関する条例

(保存樹木等)

**第24条** 市長は、樹木又は並木であって、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの又は美観風致を維持するため必要なものを、保存樹木又は保存並木（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により保存樹木等を指定しようとするときは、保存樹木等の所有者の承諾を得た上で、札幌市緑の審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨その他規則で定める事項を告示しなければならない。

4 保存樹木等の所有者又は管理者は、当該保存樹木等の保存に努めなければならない。

5 保存樹木等の所有者又は管理者は、当該保存樹木等について次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のための必要な応急措置その他規則で定める通常管理行為をする場合は、この限りでない。

(1) 幹又は主枝の伐採又は損傷

(2) 樹冠下における掘削、盛土等の土地の形質の変更

(3) 前2号に掲げる行為に類する行為で規則で定めるもの

6 保存樹木等の所有者又は管理者（第1号に該当するときにあっては、変更後の所有者又は管理者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 保存樹木等の所有者又は管理者を変更したとき。

(2) 保存樹木等が滅失し、損傷し、又は枯死したとき。

7 市長は、保存樹木等についてその指定の理由が消滅したときは、当該保存樹木等の指定を解除しなければならない。

- 8 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹木等の指定を解除することができる。
- 9 第2項及び第3項の規定は、第7項又は前項の規定による保存樹木等の解除について準用する。

改正

平成15年3月26日規則第21号

平成15年9月30日規則第76号

平成16年2月26日規則第8号

平成16年6月30日規則第57号

平成17年3月3日規則第6号

平成17年3月16日規則第11号

平成17年3月31日規則第35号

平成17年9月29日規則第54号

平成19年10月1日規則第54号

平成23年8月23日規則第23号

札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則

(保存樹木等の指定)

**第29条** 市長は、条例第24条第1項の規定により保存樹木等の指定をしたときは、保存樹木等の所有者に対し、その旨を保存樹木等指定通知書（様式16）により通知しなければならない。

2 条例第24条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の所有者の承諾は、保存樹木等指定・解除承諾書（様式17）を市長に提出することにより行うものとする。

3 条例第24条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、保存樹木等の名称、所在地、樹種及び数量とする。

(保存樹木等に係る行為の届出)

**第30条** 条例第24条第5項の規定による届出は、保存樹木等行為届出書（様式18）により行うものとする。

(条例第24条第5項の規則で定める通常管理行為)

**第31条** 条例第24条第5項の規則で定める通常管理行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 整枝等樹木の保育のために通常行われる枝の伐採
- (2) 枯損した枝又は危険な枝の伐採

(保存樹木等の所有者の変更等に係る届出)

**第32条** 条例第24条第6項の規定による届出は、保存樹木等届出書（様式19）により行うものとする。

る。

(保存樹木等の指定の解除)

**第33条** 市長は、条例第24条第7項又は第8項の規定により保存樹木等の指定を解除したときは、保存樹木等の所有者及び管理者に対し、保存樹木等指定解除通知書（様式20）により通知しなければならない。



# 札幌市保存樹木等取扱要領

改正 平成 26 年 3 月 19 日みどり環境担当局長決裁

改正 平成 23 年 3 月 25 日環境局理事決裁

平成 13 年 9 月 26 日環境局長決裁

## (目的)

第 1 条 この要領は、札幌市緑の保全と創出に関する条例（平成 13 年条例第 6 号）第 24 条及び第 37 条について、また札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則（平成 13 年規則第 40 号）第 29 条から第 33 条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (指定基準)

第 2 条 保存樹木を指定する場合は、概ね次のいずれかの基準以上の樹木であること。

- 1 由緒由来があつて、地域住民に親しまれている樹木
- 2 学術的価値の高い樹木
- 3 都市の美観風致に寄与する、次のいずれかの規模以上の樹木
  - (1) 樹木の 1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 1.5 メートル以上であること
  - (2) 高さが 15 メートル以上であること
  - (3) 株立ちした樹木は、高さが 3 メートル以上であること

第 3 条 保存並木を指定する場合は、列状又は面的な樹木の集団で、次のいずれかに相当する 500 m<sup>2</sup>以上の並木又は樹林とする。

- (1) 由緒由来があつて、地域住民に親しまれているもの
- (2) 学術的価値の高いもの
- (3) 都市の美観風致に寄与するもの

## (指定候補の選定)

第 4 条 みどりの推進部長は、必要に応じて保存樹木等として指定するのが適当と認められる樹木等を、当該樹木等の所有者の同意を得た上で、札幌市緑の審議会に諮る。

## (標識の設置)

第 5 条 市長は、保存樹木等の指定を行ったときは、次の事項を記載した標識をできるだけ見やすい場所に設置する。

- 1 樹種、指定面積
- 2 由来・指定理由
- 3 指定番号
- 4 指定年月日

(保存樹木に関する台帳)

第6条 市長は、保存樹木等に関する台帳(様式1)を備え付けるものとする。なお、調書には次の事項を記載する。

- 1 指定番号
- 2 指定年月日
- 3 所在地及び位置図
- 4 所有者又は管理者の住所及び連絡先
- 5 樹種、指定面積及び指定理由

(援助)

第7条 良好な管理を行っている所有者又は管理者に対しては、予算の範囲内で保存樹木1本につき年5,000円以内、又は並木については1平方メートルにつき10円以内の援助を行うことができる。

(助言)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、所有者又は管理者に対して、保存樹木等の枯損の防止や保存のために必要な助言を行うことができる。

(保険)

第9条 保存樹木等に指定したものについては、市が賠償責任保険に加入することができる。

(委任)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、みどりの推進部長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過処置)

- 2 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年5月18日法律第142号)に基づき指定している保存樹木及び保存樹林については、この条例に基づき指定されたものとみなし、当要領の第7条に基づく援助を行うことができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。